

新型コロナウイルス感染症対策「市内の企業等が受けられる主な支援策」の制度概要についてお知らせします 第2弾

広報大船渡 令和2年8月20日号

事業名称	実施区分	対象	内容	問い合わせ先
◇ 資金支援				
持続化給付金	受付中	売上げが前年同月比で50%以上減少している事業者	【支給額】 ◆中小法人等＝最大200万円 ◆個人事業主＝最大100万円	持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570
中小企業事業継続支援金	受付中	収入が減少(本年3月から6月までのいずれかひと月の収入が前年同月と比較して減少)している市内に主たる事業所を有する事業者(法人・個人) 【対象業種】・・・鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、卸売業、小売業、保険媒介代理業、不動産業、物品賃貸業、デザイン業、著述・芸術家業、経営コンサルタント業、その他の専門サービス業、広告業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業、その他の技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、その他の教育、学習支援業、療術業、歯科技工所、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、その他の事業サービス業	【内容】 新型コロナウイルス感染症の影響により運営などが困難な事業者などへ支援金を交付 【交付額】 定額30万円 【申請期限】 9月30日まで	大船渡市商工課 ☎0192-27-3111(内線109・111)
特定非営利活動法人事業継続支援金 ※詳細は広報大船渡 8月20日号に掲載	受付中	収入が減少(本年3月から6月までのいずれかひと月の収入が前年同月と比較して減少)している市内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人		大船渡市市民協働課 ☎0192-27-3111(内線278)
医療機関等への運営継続支援金 ※詳細は広報大船渡 8月20日号に掲載	受付中	収入が減少(本年3月から6月までのいずれかひと月の収入が前年同月と比較して減少)している診療施設などを有する次の業種を営む法人・個人…①医療業(内科診療所、歯科診療所、助産・看護業)、②獣医業		大船渡市国保年金課 ☎0192-27-3111(内線149)
介護保険指定事業者事業継続支援金 ※詳細は広報大船渡 8月20日号に掲載	受付中	収入が減少(本年3月から6月までのいずれかひと月の収入が前年同月と比較して減少)している市内に事業所を有する介護保険指定事業者		大船渡市長寿社会課 ☎0192-27-3111(内線439・440)
障害福祉サービス事業等継続支援金 ※詳細は広報大船渡 8月20日号に掲載	受付中	収入が減少(本年3月から6月までのいずれかひと月の収入が前年同月と比較して減少)している市内に障害福祉サービス事業所等を有する法人		大船渡市地域福祉課 ☎0192-27-3111(内線187)

新型コロナウイルス感染症に係る各種融資制度などについては各金融機関や商工会議所へ問い合わせください。

◇ 家賃支援				
地域企業経営継続支援事業費補助金 (家賃補助支援) ※詳細は広報大船渡 8月20日号に掲載	受付中	小売業、飲食業、宿泊業、サービス業のうち、 ①本年4～9月までのいずれかひと月の売上げが前年同月と比較して50%以上減少した事業者 ②本年2～9月までのいずれかの連続する3カ月の売上の合計が前年同期と比較して30%以上減少した事業者	【交付額】 家賃・地代の2分の1以内(ひと月あたり上限10万円)、本年4～9月までの連続する3カ月間(最大30万円)を補助	大船渡市商工課 ☎0192-27-3111(内線109・111)
家賃支援給付金	受付中	家賃・地代を支払っている中小企業等のうち、5～12月において以下に該当する事業者 ①いずれか1カ月の売上が前年同月比で50%以上減少 ②連続する3カ月の売上が前年同期比で30%以上減少	【交付額】 申請時の直近の支払賃料に基づいて算出される給付額(賃料の2/3)を基に、給付額の6カ月分に相当する額を支給(法人最大600万円、個人事業者最大300万円)	家賃支援給付金コールセンター ☎0120-653-930

◇ 雇用支援				
雇用調整助成金 (新型コロナウイルス感染症特例措置)	受付中	1カ月間の売上げが前年同月等と比較して5%以上減少し、休業などを実施し、休業手当を支払っている事業者(その他要件あり)	事業主が休業手当を支給する場合、その金額に応じて支給(最大10分の10を支給、上限1人1日あたり15,000円)	大船渡公共職業安定所 ☎0192-27-4165
◇ 活動支援				
新連携事業創出支援事業費補助金 ※詳細は広報大船渡 8月20日号に掲載	受付中	以下のいずれかの課題に取り組む市内事業者(法人・個人)などで構成するグループ ①「新しい生活様式」や生産・消費活動の変化に対応する経済活動の創出に関する事 ②業務やサービスのデジタル化への対応に関する事	【内容】原料供給や加工分担、協業化等の連携によって、次の取組に要する経費 ①新商品・新技術・新サービスの開発又は事業化 ②販路開拓及びそれに伴う市場調査 ③人材育成等 【交付額】対象経費の3/4以内(上限300万円)	大船渡市商工課 ☎0192-27-3111(内線109・111)
地域企業感染症対策等支援事業費補助金 ※詳細は広報大船渡 8月20日号に掲載	受付中	飲食業、小売業、サービス業、鉄道業及び道路旅客運送業を営み、顧客との接触がある事業者・団体、またはこれらを構成員とする団体	【内容】各業界団体が定めるガイドライン等に沿って取り組む感染症対策や飲食店の業態転換に要する経費 【交付額】上限10万円(1店舗・事業所あたり)	大船渡商工会議所 ☎0192-26-2141
飲食業等事業継続活動支援事業補助金	受付中	来店者減少に伴い、宅配やテイクアウトなどに新たに取り組む店舗で飲食を提供する事業者(法人・個人)、または複数の事業者で構成する団体・グループ(任意可) ※すでにこの補助金の交付決定を受けている人は、対象外です(1回限り)	宅配やテイクアウトなどに取り組む費用の一部を助成 【交付額】 上限20万円 【交付率】 10/10 【申請期限】 9月30日まで ※予算の状況により、期限よりも早く締め切ることがあります	大船渡市商工課 ☎0192-27-3111(内線109・111)

◇ 猶予・減免				
固定資産税の軽減措置	予定	本年2月から10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入の合計額が、前年の同期間と比較して30%以上減少した中小事業者など ※中小事業者などとは・・・①資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人②資本または出資を有しない法人の場合は常時使用する従業員の数が千人以下の法人③常時使用する従業員の数が千人以下の個人	令和3年度課税分の固定資産税を対象として、償却資産および事業用家屋に係る課税標準を軽減 ※申請手続きの詳細は、決まり次第市広報などで周知 連続する3カ月間の事業収入の合計額が前年の同期間と比較し ①30%以上50%未満減少 課税標準を2分の1に軽減 ②50%以上減少 課税標準をゼロに軽減	大船渡市税務課資産税係 ☎0192-27-3111(内線155・159)
国税、地方税、社会保険料の納付猶予	受付中	①本年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業などに係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し かつ、 ②一時に納付し、または納入を行うことが困難である事業者	1年間納税猶予(無担保かつ延滞税なし)	国税：国税局猶予相談センター ☎0120-945-430 県税：大船渡地域振興センター県税室 ☎0192-27-9912 社会保険料 一関年金事務所または岩手労働局

※上記支援制度の内容は8月7日時点のものであり、今後の情勢などの変化により内容の変更や新規制度の創設が行われる場合があります。制度の変更や追加があった際は、広報などでお知らせします。